

組合員の加入又は脱退等の手続きに関する規程

全日本自動車部品卸商協同組合

(目的)

第1条 本規程は、中小企業等協同組合法（以下「組合法」という。）の定めのほか、定款第9条、第11条、第12条及び第18条の規定に基づき、全日本自動車部品卸商協同組合（以下「本組合」という。）の組合員の加入、脱退及び企業名の変更等に係る手続きに関する必要な事項について定める。

(加入の手続き等)

第2条 組合法第15条の規定及び定款第9条第1項の規定に基づいて、組合員になろうとする者は次のいずれかの申込書を本組合に提出するものとする。

(1) 新たに出資口数を引き受けて組合員になろうとする者（「原始加入者」という。）は、様式1-1の「加入申込書」。

(2) 第3条第3項に該当する譲受者（「持分譲受加入者」という。）は、様式1-2の「持分譲受けによる加入申込書」。

2 前項の加入申込書を受けたときは、理事長が理事会を招集して組合加入の可否を審議し、加入承認の議決を得たときは、速やかに、次の承認書を通知するものとする。

(1) 原始加入者に対しては、様式2-1の「加入承認書」。

(2) 持分譲受加入者に対しては、様式2-2の「持分譲受加入承認書」。

3 前項の加入承認を受けた組合員は、定款第10条の出資金又は同第16条の賦課金を本組合の請求に基いて納入するものとする。

ただし、持分譲受けによる加入の場合に承継する出資金又は賦課金は請求額から控除するものとする。

4 加入の承認を受けた組合員が法人にあっては、本組合に対してその権利を行使する1人の者（以下「組合員代表者」という。）を定め、様式3の「組合員代表者（変更）届出書」により組合に届け出なければならない。

5 前項の規定により届け出ている代表者を変更することとなった場合は、様式3の「組合員代表者（変更）届出書」を速やかに提出するものとする。

(持分の譲渡及び譲受)

第3条 組合員は、その持分の全部又は一部を他の者に譲り渡す場合には、様式4

の「持分譲渡承認願」を組合に提出しその承認を得なければならない。

- 2 前項の持分譲渡承認願を受けたときは、組合はその持分譲渡の内容（譲受人の組合員資格等）を審査し様式5の「譲渡承認書」を通知するものとする。
- 3 前項の持分譲渡承認に基づいて持分を譲を受けた者のうち、組合員でない者については、前条第1項に基づく様式1-2の「持分譲受けによる加入申込書」を組合に提出しなければならない。

（相続加入）

- 第4条 定款第11条（相続加入）の規定に基づき、組合に加入しようとする者は、様式6の「相続による加入申込書」と様式7の「相続同意書」を組合に提出するものとする。
- 2 前項の相続による加入申込を受けたときは、組合はその相続同意書の内容を審査し様式8の「相続による加入承認書」を通知するものとする。

（任意の脱退）

- 第5条 組合員が本組合を任意脱退するときは、定款第12条第1項及び第2項に基づき事業年度の末日の90日前までに様式9の「組合員脱退予告書」を本組合に提出しなければならない。
- 2 組合は、前項の「組合員脱退予告書」を提出した組合員に対し、当該事業年度の末日をもって様式10の「脱退承認書」を通知するものとする。
 - 3 任意脱退は、組合法第18条及び定款第12条の規定に基づき事業年度の末日をもって脱退が認められるため、第1項の「組合員脱退予告書」提出した組合員は、事業年度の末日まで組合員たる権利（本組合の事業を利用すること。）と義務（賦課金及び利用料の支払い。）を遂行しなければならない。

（解散、廃業又は破産による脱退）

- 第6条 組合員が中小企業等協同組合法第19条第1項の規定により本組合を脱退するときは、様式11の「解散（又は廃業）届」を本組合に提出するものとする。

（組合員の名称、事業の休止又は会社の資本金等の届出）

- 第7条 組合員が次のいずれかに該当することとなった場合には、定款第18条の規定に基づき7日以内に様式12の「組合員の名称等変更届出書」を組合に提出するものとする。
- （1）組合員が氏名及び名称（法人組合員にあっては名称及び代表者名）を

変更(個人事業所から法人への変更を含む。第 2 条第 5 項の変更を除く。)
するとき。

(2) 組合員が事業を行う場所を変更するとき。

(3) 事業の全部又は一部休止したとき。

(4) 会社の資本金が 1 億円超となり、かつ、従業員数が 100 人超となったとき。

2 法人たる組合員同士が合併し合併後存続する法人たる組合員が、合併後解散する法人たる組合員の事業及び出資口数の全部を承継するときは、合併後速やかに様式 1 3 の「合併届書」を本組合に提出するものとする。

3 法人たる組合員が組合員でない法人と合併するときは、第 3 条又は第 6 条の規定に基づく手続きを行うものとする。

(持分の払い戻し手続き)

第 8 条 第 5 条及び第 6 条の規定に基づき脱退する者が、組合法第 21 条の規定に基づいて様式 1 4 の「持分払戻請求書」を本組合に提出するものとする。

2 前項の持分払戻請求書の提出を受けたとき、組合の持分払戻額は組合法第 20 条及び定款第 14 条の規定に基づいて、その持分払戻請求をした組合員が脱退した事業年度末の時点において算出した額とする。

3 第 1 項の持分払戻請求権は、組合法第 21 条の規定により脱退の時から 2 年以内にその持分の払い戻し請求を行わない場合は、時効によって消滅する。

(補 則)

第 9 条 この規程に定めのない事項又は特に処理を要する事項については、理事長が理事会に諮りこれを定める。

附 則

この規程は、主務官庁の組合設立許可(平成 23 年 6 月 27 日)を受けて登記した日(平成 23 年 7 月 6 日)から施行する。